

# 島根県警察

印文録 111 口  
平成十五年三月三十日印  
(六曜日)

## 公表欄

道路の交通に関する規制の一部改正

## 正 録

平成十五年三月三十日立川警察署印

報

根

## 四 次

## 公表欄

を

## 島根県公安委員会告示第32号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号(道路の交通に関する規制)の一部を次のように改定する。

平成15年3月25日

島根県公安委員長 古瀬 章

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の松江警察署の部八束郡の項目に次のように加える。

場 所	種 類	摘 要
八雲村大字西岩坂947番地先 学園橋東詰交差点	押ボタン式	

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の大社警察署の部八束郡の項目に次のように加える。

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
大井町811番地先 南方交差点の北詰から大海崎町地内大海崎橋南詰交差点までの間の県道本庄福富松江線	2600メートル	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等 (路線バス) (を除く。)	終 日	

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
山代町480番地1先 ホック山代店前交差点から矢田町250番地59先 内陸工業団地西交差点までの間の市道矢田山代線	900メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	午前7時から午前9時まで	

を削り、同項目に次のように加える。

## 警察署

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の松江警察署の部八東郡の項中

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
大井町814番地先 交差点の北詰から同町788番地先北方交差点の北西詰までの間の県道本庄福富松江線	140メートル	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等(路線バス)(を除く。)	終日		

東出雲町大字揖屋町2198番地先 弔屋幼稚園北三差路の北詰	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前8時30分まで	北進止
東出雲町大字揖屋町1236の5番地先三差路の南詰	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	南進止

## 警察署

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の松江警察署の部八東郡の項中

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
玉湯町大字湯町2066番地先 玉湯幼稚園前	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前8時30分まで	東進止		
八束町大字入江302の6番地先交差点の南詰	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	南禁止	進止	

東出雲町大字出雲郷926番地先 出雲郷小学校校門前交差点の北東詰	車両(軽車両を除く。)	日曜・休日を除く午前8時30分まで	北東進止
東出雲町大字下意東1087番地2先 中圃一号橋西詰交差点	車両(2輪・軽車両を除く。)	日曜・休日を除く午前7時30分から午前8時まで	南進止

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の三成警察署の部仁多郡の項中

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
八束町大字入江453の1番地先 西三差路の南詰	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	南禁止	進止	
東出雲町大字揖屋町1134の2番地先 千鳥橋南方50m地点	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	北禁止	進止	

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の三成警察署の部仁多郡の項中

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
仁多町大字三成1519番地12先	車両	終日	南禁止		
横田町大字横田1110番地先	車両(路線バス)(を除く。)	終日	東禁止	進止	

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項目

区間	間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行を禁止する日	通行禁止時	摘要
宍道町大字宍道1276番地先 同町大字佐々布16番地先 道幼稚園西側三差路までの間	東行 及び 北行	200 メートル	車両 (整車両を除く。)	午前7時 から午前9時まで			
姫原町230番地9先 東方三差路の南詰	車両	終日	東進止				

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の部那賀郡の項目

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
旭町大字本郷1674番地1先 重富バスストップ本線車道下り車線流入口	自動車	終日			
旭町大字本郷711番地先 重富バスストップ本線車線下り車線流出口	自動車 (整車両を除く。)	終日			

区間	間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
宍道町大字宍道1276番地先 同町大字佐々布16番地先 道幼稚園西側三差路までの間	東行 及び 北行	200 メートル	車両 (整車両を除く。)	土曜・日曜・休日 を除く午前7時から午前9時まで			

区間	間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
玉湯町大字湯町2066番地先 玉湯幼稚園前交差点の西詰から18m区間	東行	18 メートル	車両 (2輪・整車両を除く。)	午前7時 から午前8時 30分まで			

に改め、同項に次のように加える。

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
旭町大字本郷711番地先 本線車道下り車線出口から同1674番地1先 本線車道下り車線流入口までの間の重富バスストップ導流路	153 メートル	自動車 (整車両を除く。)	終日		

に改める。

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部(八束郡の項中)

## 警察部

東出雲町大字出雲郷2198番地 先 捜査保育園北三差路の北 詰から10m区間	北 行	10 メートル	車両 (2輪・軽 車両を除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで
東出雲町大字出雲郷926番地 先 出雲郷小学校門前交差点 北東詰から60m区間	北東行 60 メートル	車両 (2輪・軽 車両を除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで	土曜・日 曜・休日 を除く午 前7時30 分から午 前8時30 分まで
東出雲町大字出雲郷926番地 先 出雲郷小学校北西三差路 の東詰から70m区間	東 行 70 メートル	車両 (2輪・軽 車両を除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで	土曜・日 曜・休日 を除く午 前7時30 分から午 前8時30 分まで
東出雲町大字下意東1095番地 先 中畠一号橋西詰交差点の 南詰から20m区間	南 行 20 メートル	車両 (2輪・軽 車両を除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで	土曜・日 曜・休日 を除く午 前7時か ら午前8 時30分ま で

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の江津警察署の部江津市の項中

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
江津町1520番地先交差点から 北西方向へ約15メートルの間 の市道江津敬川海岸線	北西行 15 メートル	車両 (2輪・軽 車両を除く。)	午前8時 30分まで 午後5時 から午後 7時まで	午前7時 30分から	

を

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
仁多町大字三成1519番地12先 交差点の北進左折導流路	南東行 20 メートル	車両 終 日	午前8時 30分まで	午前7時 から午後 7時まで	
横田町大字横田1110番地27先 20m区間	東 行 20 メートル	車両 終 日	午後5時 から午後 7時まで		

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
江津町1520番地先 三差路交 差点北詰から同町1117番地先 三差路交差点南詰までの間 の市道江津敬川海岸線	北西行 70 メートル	車両 (2輪・軽 車両を除く。)	午前8時 30分まで	午前7時 から午後 7時まで	

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

に改める。

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
山代町480番地1先 ホック山代店前 交差点の南詰	北進車両を右折東行	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	午前7時から午前9時まで	
山代町480番地1先 ホック山代店前 交差点の北詰	南進車両の左折東行	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	午前7時から午前9時まで	

を削る。  
別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
八束町大字入江302番地6先 県道交差点南東詰	北西進車両の左折南西行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
八束町大字入江302番地6先 県道交差点北西詰	南東進車両の右折南西行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	
八束町大字入江610番地2先 交差点の西詰	東進車両の右折南行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	
八束町大字入江610番地2先 交差点の東詰	西進車両の左折南行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	
東出雲町大字揖屋町1236番地5先 差路の東詰	西進車両の左折南行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	

場所	東進車両の右折南行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで
----	-----------	----------------	--------------

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
横田町大字横田1037番地先 交差点の西詰	北進車両の左折西行	車両	終日	

別表第5（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の直進を禁止する場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
八束町大字入江302番地6先 県道交差点北東詰	南西行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
大井町793番地先	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
大井町811番地先 南方交差点	2	

に改める。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)  
の松江警察署の部八束郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
玉湯町大字布志名392の2番地先	三差路	1	
玉湯町大字布志名80の2番地先	交差点	1	
玉湯町大字布志名531番地先	交差点	1	

を  
玉湯町大字布志名392の2番地先 三差路  
玉湯町大字布志名80の2番地先 交差点  
玉湯町大字布志名531番地先 交差点

場	所	横断歩道設置数	摘要
三刀屋町大字三刀屋11番地先	平成記念病院入口交差点	2	

を  
三刀屋町大字三刀屋11番地先 平成記念病院入口交差点

に改める。  
別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)  
の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
玉湯町大字布志名392番地2先	交差点	3	
玉湯町大字布志名81番地2先	交差点	2	
玉湯町大字布志名531番地先	交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
鹿島町大字古浦地内	神名火大橋南詰交差点	1	
八雲村大字東岩坂1028番地4先	新安田橋北西詰交差点	2	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)  
の掛合警察署の部飯石郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字杵築南900の1番地先	大社小学校前	1	

を  
大社町大字杵築南900の1番地先 大社小学校前

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字北荒木334番地1先	東側万代橋交差点	4	

を

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字杵築南909番地1先		1	

に改める。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
長久町延里374番地5先	大井後橋南詰交差点	2	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
邑智町大字千原270番地先	交差点	1	
川本町大字三原156番地3先	勝田谷橋北東詰三差路	1	
を			

  

場	所	横断歩道設置数	摘要
高津七丁目5番15号	楓橋南西詰交差点	1	
大草町665番地1先	北仙道小学校北方約450メートル地点の三差路	1	
大草町665番地1先	北仙道小学校南南東約1,000メートル地点の三差路	1	
大草町665番地1先	北仙道小学校南南西約1,350メートル地点の三差路	1	
の			

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
高津七丁目5番15号	楓橋南西詰交差点	1	
大草町665番地1先	北仙道小学校北方約450メートル地点の三差路	1	
大草町665番地1先	北仙道小学校南南東約1,000メートル地点の三差路	1	
大草町665番地1先	北仙道小学校南南西約1,350メートル地点の三差路	1	
の			

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
津和野町大字寺田274番地先	栗坪橋西詰交差点	1	

に改め

(8) 別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)  
の浦郷警察署の部隱岐郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要	区間距離	摘要
海士町大字海士1062—15番地先	北方三差路	1			

を  
を

別表第7(法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の大社警察署の部簸川郡の項中

場	所	区間距離	摘要	区間距離	摘要
大社町大字菱根1027番地先から同915番地先までの間の国道431号の北側歩道	1,300メートル	片側	1,010メートル	片側	

に改める。

照  
印

を

場	所	区間距離	摘要	区間距離	摘要
仁摩町大字仁万町537番地1先	仁万交差点から同町大字大國 新大森トンネル西口までの間の主要地方道仁摩瑞穂線バイ パス北側歩道	4,580メートル	片側	440メートル	片側

を  
を  
に改め、同項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘要	区間距離	摘要
温泉津町温泉津大字小浜1540番地1 から同1564番地6先までの間の国道9号東側歩道	温泉津警察署先交差点 まで	370メートル	片側		

に改める。  
別表第7(法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の温泉津警察署の部隱岐郡の項中

に改める。  
別表第7(法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の温泉津警察署の部隱岐郡の項中

を

場所	区間距離	摘要
瑞穂町大字鱒渕323番地先 高善寺橋西側から同町大字出羽415番地先 出羽郵便局先交差点までの間の主要地方道吉田瑞穂線の北側歩道	1,300メートル	片側

昭和

場所	区間距離	摘要
瑞穂町大字出羽415番地先 出羽郵便局南側交差点から同町大字鱒渕5番地2先 瑞穂町スクールバス営業所前までの間の主要地方道吉田瑞穂線の北側歩道	1,750メートル	片側

に改める。

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項に次のように加える。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の江津警察署の部江津市の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度(毎時)	制限する両	制限日時	区間距離	摘要
敬川町2591番地先 交差点から同町23番地先までの間の県道下府江津線	50キロメートル	車(緊急自動車、原付けん引(①②③)を除く。)	終日	1,180メートル	

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみだし通行禁止場所）の江津警察署の部江津市の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
津和野町大字寺田289番地先 南方三差路から同274番地先 粟坪橋西詰交差点までの間の町道鉄砲丁・耕田線の東側歩道	300メートル	片面側

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の浦郷警察署の部隱岐郡の項中

場所	区間距離	摘要
敬川町2591番地先 交差点から同町23番地先までの間の県道下府江津線	1,180メートル	終日

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
海士町大字福井1510番地先 諏訪神社前から同町大字福井1958番地1先 福井小学校南方三差路までの間の県道海上島線	800メートル	片面側

を

場所	指定場所に進行してべき車両等が停止すべきときの方向	摘要
西生馬町627番地12先 北側交差点	西詰・南詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部八束郡の項中

本庄町147番地先 交差点	西 詰		
八雲村大字東岩坂1028番地4先 新安田橋西詰交差点	西 詰		

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
八雲村大字東岩坂1028番地4先 新安田橋西詰交差点	西 詰	

に改める。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の三成警察署の部仁多郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
北西詰・南東詰		

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
古志町1147番地4先 大年集会所前三差路	北 詰	
佐田町大字吉野242番地先 三差路	南 詰	
多伎町大字小田50番地先 うなばら会館前三差路	南 詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大社警察署の部簸川郡の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
北		
大社町大字中荒木2821の1番地先 南側三差路		

に改め、同項に次のように加える。

## 監査

## 署

場所	摘要	場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向		指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	
大社町大字中荒木2811番地2先 付近三差路	北詰	下本郷町661番地1先 三差路	東西詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の川本警察署の部邑智郡の項目中

場所	摘要	場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向		指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	
川本町大字三原351番地先 光楽寺前三差路	西詰		

を削る。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の益田警察署の部益田市の項目中

場所	摘要	場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向		指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	
下本郷町661番地1先 三差路	北東		

察署の部鹿足郡の項目に次のように加える。

場所	摘要	場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向		指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	
津和野町大字寺田274番地先 栗坪橋西詰交差点	東詰・西詰		

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浦郷警察署の部隱岐郡の項目中

場所	摘要	場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向		指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	
下本郷町383番地2先 三差路	北東詰	海士町大字海士1062-15番地先 北方三差路	西

を改め、同項に次のように加える。

仁摩町大字海士1062番地5先 県道海士島線と町道誠詫  
布施線との三差路

に改め

場

所

東 詰

駐

指定場所に進行して  
べきときの方向

摘要

べきた車両等が停止す  
べきときの方向

摘要

仁摩町大字福井968の12番地先 交差点

場

所

東 詰

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止す  
る場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

を削る。

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
白潟本町43番地先 スティックビル南西側 交差点の東詰から同ステイックビル南東側 交差点の西詰までの間の市道白潟寺町2号 線の北側	車両 (船内の客 待ちタク シーを除く)	終 日	40 メートル	片側

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止す  
る場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

を削る。

を

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
仁摩町大字仁万町591番地1先 有限会社 植田工務所先交差点から同町大字大國町38 8番地先 石見八幡宮南西約50メートル先 交差点までの間の主要地方道仁摩瑞穂線バ イパス	車両 (2輪のも のを除く。)	終 日	1,010 メートル	

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
仁摩町大字大國町388番地先 石見八幡宮 南西約50メートル先交差点から同町大字大 國町462番地3先 弓場方南方約50メート ル先までの間の主要地方道仁摩瑞穂線	車両 (2輪のも のを除く。)	終 日	440 メートル	

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
仁摩町大字仁万町471番地1先 仁万交差 点から同町大字大國町新大森トンネル西口 までの間の主要地方道仁摩瑞穂線バイパス	車両 (2輪のも のを除く。)	終 日	4,840 メートル	

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
仁摩町大字仁万町468番地1先 JR仁万踏 切東詰から同471番地先 仁万交差点まで の間の町道栄町2号線	車両 (2輪のも のを除く。)	終 日	200 メートル	

に改める。

を

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
仁摩町大字仁万町468番地12先 堀江方前 車両 (2輪のも のを除く。)	終 日	790 メートル		

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止す  
る場所)の江津警察署の部江津市の項に次のように加える。

を削る。

を

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
敬川町2591番地先 交差点から同町23番地 先までの間の県道下府江津線	車両 (2輪のも のを除く。)	終 日	1,180 メートル	

別表第22(法第4条第1項、第2項及び第50条第2項の規定により車両が停止すること

(13) 平成15年3月25日

となるおそれがあるとき入ってはならない部分（停止禁止部分）として区画する場所）の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設 置数	摘要
石見町大字矢上938番地2先 江津市外7町村消防組合川本消防署石見出張所前		

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の掛合警察署の部飯石郡の項中

場 所	自転車横断帯設 置数	摘要
三刀屋町大字三刀屋11番地先 三差路	1	

を

場 所	自転車横断帯設 置数	摘要
三刀屋町大字三刀屋11番地先 平成記念病院入口交差点	2	

に改める。

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の大社警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設 置数	摘要
大社町大字北荒木334番地1先 万代橋東方交差点	4	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置

場所）の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設 置数	摘要
川本町大字川下3138番地5先 玉縄橋北東詰三差路	1	
瑞穂町大字鱒渕5番地4先 東方約50メートル先三差路	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設 置数	摘要
高津七丁目5番15号 楓橋南西詰交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設 置数	摘要
津和野町大字寺田274番地先 栗坪橋西詰交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の浦郷警察署の部隱岐郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設 置数	摘要
海士町大字海士1062番地5先 県道海士島線と町道諏訪布施線との三差路	1	

平成十五年一月十五日付け島根県報号外第一二号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
七	島根県公安委員会告示第一二一號	場所	場所
下	邑智郡大字柏瀬168番地先	邑智町大字柏瀬168番地先	邑智町大字柏瀬168番地先
中	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	自転車横断帯設置数 3	自転車横断帯設置数 3